

空知教育センター組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例

昭和50年 2月10日

条 例 第 5 号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、空知教育センター組合（以下「組合」という。）の議会議員（以下「組合議員」という。）、監査委員（構成市町の常勤の監査委員を除く。以下同じ。）及び教育委員会委員に対して支給する議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 組合議員、監査委員及び教育委員会委員（以下「組合議員等」という。）が職務に従事したときは、議員報酬又は報酬を支給する。ただし、組合議員等が構成市町の長又は教育委員会教育長である場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する議員報酬又は報酬の額は、組合議員及び監査委員については勤務1日につき6,800円と、教育委員会委員については勤務1日につき5,600円とし、その職務に従事した都度速やかに支給する。

(旅行による費用弁償)

第3条 組合議員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、組合議員及び監査委員については職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）に定める級別区分1級による額、教育委員会委員については同条例に定める級別区分2級による額とし、その支給方法等については、同条例の例による。

(会議出席等の費用弁償)

第4条 前条に規定するもののほか、組合議員等で居住地から目的地までの距離が2キロメートル以上あるものが、組合の議会の招集等に応じ組合の議会等に出席し、又は職務に従事したときは、費用弁償を支給する。ただし、構成市町の公用車を使用して出席した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、鉄道運賃及びバス料金相当額とする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「1級」及び「2級」とあるのは、「3級」とする。

附 則（昭和58年2月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月23日条例第1号）

この条例は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則（昭和63年2月23日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年2月21日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月26日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月28日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月28日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月21日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の空知教育研修センター組合議会議員等の費用弁償に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月25日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成20年12月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月3日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例及び第2条の規定による改正後の空知教育センター組合職員定数条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例及び第2条の規定による改正前の空知教育センター組合職員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年4月1日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。